

学校いじめの防止等基本方針

1 総則

【目的】

いじめとは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義づけられる。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童・生徒の立場に立って行うものである。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、京都市立下鳥羽小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

【基本理念】

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、アンケートを行うなどの様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して、事後指導にあたる。

2 学校における組織「いじめ対策委員会」

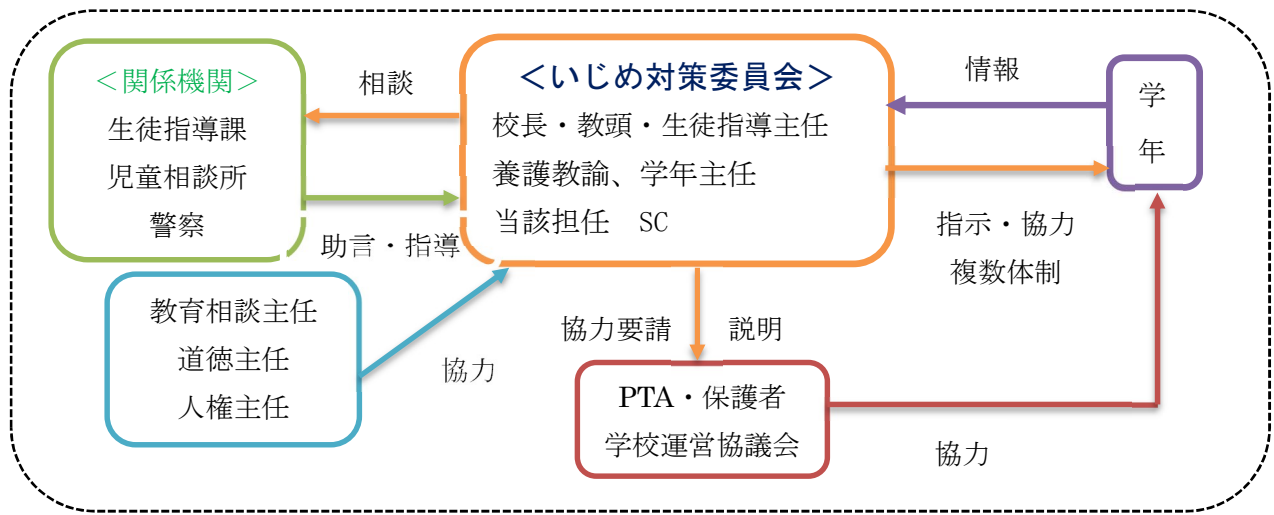
(1) 対策委員会の設置

名称…いじめ対策委員会（定例会）

構成員…管理職、生徒指導主任、学年生指部、養護教諭、学年主任、当該学年担任、スクールカウンセラー（年度当初、朝会や学校ホームページで児童、保護者等に周知）

開催…毎月第一月曜日 16：00～（※緊急対応時はこの限りではない）

- 取組…①各学級から、いじめに関する情報を学年担当が集約し、いじめ対策委員会に持ち寄り、委員会終了後に各学年会において、確実に内容を伝達する。
- ②いじめの対象になりやすい児童に対しての現状を共通理解し、いじめ防止による具体的な支援や方策についての措置を実行的に行う。
 - ③いじめの実態が確認された場合は、被害児童や加害児童への適切な対処を協議し、該当学年への解決に向けての取組の指示を行う。
 - ④いじめ事案該当学年に対して、スクールサポーターや教務主任との連携を密にして、該当学年へのサポート体制を確立する。
 - ⑤必要に応じて、道徳主任や人権主任が協議に参加し、具体的な取組などの提案を行う。
 - ⑥必要に応じて、委員会を臨時に開催するとともに、関係機関（生徒指導課、児童相談所、警察）との連携を取りながら取組を進める。



3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校全体での取組と児童にかかわること

	児童にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→子ども)	
① いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学習環境の整備。 ○分かりやすい授業を心がけ、児童一人一人に学習の基礎・基本の定着を図る。 ○学習に対する達成感をもち、自尊感情を育む。 ○挨拶の励行 ＜↓道徳・特活・総合↓＞ ○インターネット、携帯電話の危険やモラルについて指導する。 ○道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力の育成と体験活動の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ○規則正しい、生活習慣の定着。 (早寝、早起き、朝ごはん) ○親子のコミュニケーション。 ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話・スマートフォンやインターネットを使う際のルール作りを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 ○社会規範やルールを、大人自ら守る。 	
② いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やクラスマネージメントやアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を究明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。 	
③ いじめの早期対応に関して	1 暴力を伴ういじめ		
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

2 暴力を伴わない	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○子どもを守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。</p>	
	いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</p>	
	3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</p> <p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握するとともに、迅速に初期対応をする。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○子どもを守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞くようにする。</p>
	直接関係のない場合	<p>○傍観することはいじめに荷担していることと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</p> <p>○友達のいいなりにならず、自分の意思で行動することの大切さに気付かせる。</p>	<p>○いじめに気付いた時には、傍観者にならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。</p>	

(2) 地域・家庭との連携

①各家庭での取組	<p>○自分の子どもに関心を持ち、子どもの孤独感やストレスに気づくことのできる親になれるように啓発を進める。</p> <p>○善悪の判断力を子どもに育てるために、「叱ること」「褒めること」を意識する。</p> <p>○親としての責任を持ち、まず子ども中心の生活を心がける。</p> <p>○携帯電話やパソコンなどの情報機器を使う際に、親子でルールを作り、厳守する。</p> <p>○約束したことや決めたことは、親として絶対にぶれずに徹底する。</p>
②地域での取組	<p>○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに守られているという安心感をもたせる。</p> <p>○子どもたちとの人間関係を作るために、学校と地域が連携して行事を行うなど、顔を合わせる機会を増やす。</p> <p>○子どもたちに出会った時には、挨拶や声かけをお願いし、コミュニケーションを図る。</p> <p>○公園や遊び場など、地域で子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。</p> <p>○問題行動的な場面を見かけたら、優しく声かけをしてもらう。</p>

(3) 「いじめ解消の定義」を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいる事（救済）と、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）の2つを面談等により確認し、いじめ対策委員会で検討、解消の確認ができるまで継続的に見守る。再発の可能性を考慮し、教職員は日常的に注意深く観察する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】
●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】
●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質向上に向けての研修

いじめの実態は、学校集団及び学級集団の中において認められることから、教職員が児童への見取を多面的に行う必要がある。また、該当担任だけでなく、多くの教職員の目で児童を見守るということから、教職員自らが、いじめに対しての共通認識をもつことが必須である。また、いじめの予兆やいじめの実態を見抜く目を養い、いじめが起こった場合に方向性が同じ指導や支援を行うためにも、共通理解の場を設けることが必要である。教職員の指導資質の向上を図るために、計画的な研修を継続的に行われなければならない。

《研修計画》

時 期	研 修 の 内 容	担 当
4月	・京都市いじめの防止等取組指針の共通理解 ・いじめ防止基本方針の策定と共通理解	学校長
5月	・各学級の情報交換や児童理解 ・生徒指導主任研修の伝達・共通理解	各学年担当 生徒指導主任
8月	・いじめ防止に対する取組と事案発生時の対処 ・いじめアンケートや保護者対応について	生徒指導主任 教 頭
2月	・各学級の該当児童の年間の変容について	各学年担当
3月	・今年度の成果と課題について ・次年度に向けて	生徒指導主任 各学年担当

4 関係機関、保護者・地域との連携

関係機関との連携

- (1) 京都市教育委員会組織（学校指導課・生徒指導課・教育相談総合センター等）や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員への相談や校内研修（チェックリスト・ネットトラブル防止等）の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する教育委員会職員（生徒指導課指導主事・子ども支援専門官等）といじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。
- (4) いじめ事案によっては、伏見警察署少年係に連絡をとり、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所などとの連携を図り、加害児童・被害児童の精神面のケアを進める。

保護者・地域との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

その際、いじめの事実関係などを本人及び周囲の聞き込みによって、客観性の高い情報を収集すること。

事案に対する指導は、継続的に行い、進捗状況を定期的に連絡する。連絡の手段としては、電話対応ではなく、家庭訪問や懇談など顔を合わせて行うこと。

学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について教職員自身が自己評価を行う。また、児童や保護者向けの評価についても、いじめの実態に関する項目を設け、HP等に公表する。

関係機関からの、調査などについては積極的に協力すると共に、教育委員会などへの報告を行う。

学校運営協議会などの場で、いじめに関する現状を報告し、指導・助言などを受ける。

5 重大事態への対処

学校の設置者又は学校による対処

(1) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 上記(1)の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、(1)の規定による調査及び(2)の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

6 年間計画

月	いじめ対策委員会 校内研修	未然防止に向けた 取組や行事	アンケートの実施 教育相談週間等	保護者への啓発
4	基本方針検討 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認 知) 基本方針の共通理解	学年・学級目標策定 始業式 入学式 学級開き あいさつ運動 朝会でいじめ対策委員会のメンバー紹介		学年懇談会(人権及びいじ めについて) ホームページにて学校いじ め対策委員会について周知 (保護者への発信)
5	児童実態の情報交換 生徒指導伝達研修	児童会(1年生迎える会)		PTA総会(基本方針の概要 説明)
6	定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認 知)	ふわふわタイム(毎月) 月毎の人権目標 (毎月)	いじめに関する記名式アン ケート(早期発見・積極的 認知) 調査結果情報共有	

		5年花背山の家 ふわふわ言葉見つけ	傾聴週間（ほっとステーション）	
7	定例）いじめ対策委員会 （アンケート結果の情報共有） 自己評価	全学年非行防止教室 （ケータイ教室含む）（関係機関との連携） 学童との連携 終業式	学校評価アンケート クラスマネージメントシート実施①調査結果情報共有 教育相談（個人懇談） （早期発見・積極的認知）	個人懇談会（保護者への発信）
8	生徒指導研修会 （児童養護施設見学等）	始業式		
9	定例）いじめ対策委員会 （未然防止・早期発見・積極的認知）	人権参観（保護者への発信）		学校評価アンケート公表
10	定例）いじめ対策委員会 （未然防止・早期発見・積極的認知）	運動会		
11	定例）いじめ対策委員会 （未然防止・早期発見・積極的認知）	6年修学旅行 パラスポーツに関する講演会	いじめに関する記名式アンケート（早期発見・積極的認知）調査結果情報共有 傾聴週間（ほっとステーション）	
12	定例）いじめ対策委員会 （アンケート結果の情報共有） 自己評価	全校でふわふわ言葉さがし 児童会（朝会） 人権朝会 学童との連携 5、6年薬物乱用防止教室 （関係機関との連携） 終業式	学校評価アンケート クラスマネージメントシート実施②調査結果情報共有 教育相談（個人懇談）（早期発見・積極的認知）	個人懇談会（保護者への発信）
1	定例）いじめ対策委員会 （クラスマネージメントシート考察） 学校いじめ防止プログラムの見直し			地生連家庭教育学級
2	定例）いじめ対策委員会 （未然防止・早期発見・積極的認知） 生徒指導研修会			学校評価アンケート公表 入学説明会 保護者懇談会 （保護者への発信）
3	定例）いじめ対策委員会 （未然防止・早期発見・積極的認知） 自己評価 学校関係者評価	児童会（6年生を送る会） 卒業式 修了式 学童との連携	クラスマネージメントシート実施③ 教育相談（早期発見・積極的認知）	

ふわふわタイム…人権目標に関わる道徳授業・育成学級の紹介を含めた各学級との交流の時間
※いじめの防止等のための取組を表のスケジュールにより実施します。ただし年度途中に計画の見直しを行う場合があります。